

静岡自動車整備人材確保・育成連絡会規約

(総 則)

第1条 静岡自動車整備人材確保・育成連絡会（以下、連絡会という。）の運営については、この規約によるものとする。

(目 的)

第2条 連絡会は、静岡県内の自動車整備に携わる人材の確保、育成を図ることを目的とする。

(連絡会の活動)

第3条 連絡会は、第2条の目的を達成するための活動を行うものとし、自動車整備の人材確保に関する情報の共有及び意見交換を実施する。

2 自動車整備人材確保・育成推進協議会（以下、推進協議会という。）からの情報を共有し、要請があれば推進協議会へ人材確保に関する情報を提供する。

(連絡会の構成)

第4条 連絡会の構成は、次のとおりとする。

(1) 静岡運輸支局

(2) 自動車関係団体

- ① 一般社団法人静岡県自動車整備振興会
- ② 一般社団法人日本自動車販売協会連合会 静岡県支部
- ③ 一般社団法人日本自動車連盟 静岡支部
- ④ 静岡県軽自動車協会
- ⑤ 静岡県自動車車体整備協同組合
- ⑥ 静岡県自動車電装品整備商工組合

(3) 整備士養成施設

- ① 学校法人静岡自動車学園 専門学校静岡工科自動車大学校
- ② 学校法人ミズモト学園 専門学校東海工科自動車大学校
- ③ 学校法人鈴木学園 富士メカニック専門学校
- ④ 学校法人駿河学院 駿河学院実務専門学校
- ⑤ 学校法人沼津学園 飛龍高等学校

(運 営)

第5条 連絡会には、会長1名及び副会長2名を置き、会長には静岡運輸支局「支局長」を、副会長には自動車関係団体より一般社団法人静岡県自動車整備振興会（以下、振興会という。）「専務理事」、整備士養成施設より学校法人静岡自動車学園 専門学校静岡

- 岡工科自動車大学校「適任者」をあてる。
- 2 会長は連絡会を代表し会務を総括する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故その他の理由により支障があるときは、その職務を代行する。
 - 4 連絡会は、必要に応じ会長が招集する。

(事業年度)

第6条 連絡会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事務局)

第7条 連絡会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、振興会とする。

(連絡会の開催)

第8条 連絡会は、必要に応じ随時開催する。

(入会と脱会)

第9条 連絡会への入会又は脱会は、連絡会で決定する。

(議事録)

第10条 連絡会には、議事録を備えなければならない。

(規約の改正)

第11条 規約の改正は、連絡会において構成団体の過半数により行うものとする。

附 則

1. この規約は、平成27年3月20日から実施する。